

低入札対策の強化について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適正価格での契約の推進を図るため、低入札対策に取り組んでいますが、工事等の更なる品質確保等の観点から低入札対策の強化を図るため、国の取扱いに準じて低入札に係る調査基準価格等（調査基準価格及び最低制限価格）の算定方法の見直しを行います。

記

1 改正内容

工事等に係る低入札価格調査要領に基づく「調査基準価格」及び試行中の「最低制限価格」について、設定の範囲を予定価格の「70%～90%」から「75%～92%」に引き上げます。

2 改正時期

令和2年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

3 算定式

$(\text{直接工事費} \times 90\% \times 90\% + \text{共通仮設費} \times 70\% + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.10$

※ 1.10 は、消費税率 10% の場合であり、消費税率改正に合わせて変更いたします。

※ ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の

$92 / 100$ を超える場合は、 $92 / 100$ に相当する額とする。(小数点以下切り捨て)

$75 / 100$ を下回る場合は、 $75 / 100$ に相当する額とする。(小数点以下切り捨て)

$75 / 100$ 以上 $92 / 100$ 以下の場合は、上記算定式に相当する額とする。

(小数点以下切り捨て)